

## 1. 視察概要

|              |   |
|--------------|---|
| 会派名          | 大志会   |
| 議員名          | 富田文志・関 武徳・山村康治・佐藤仁一                             |
| 日時           | 平成29年2月6日 午前11時30分～午後1時30分                      |
| 視察先          | 新潟市 万代にぎわい創造株式会社                                |
| 出席者<br>(説明者) | 万代にぎわい創造株式会社常務取締役 藤田 晋<br>万代にぎわい創造株式会社事務局長 二宮 斉 |

## 2. 視察内容

|                |   |
|----------------|---|
| 視察項目           | <p>1、新潟漁港・魚卸市場の再開発と新潟市にぎわい創造事業へのエントリー</p> <p>2、にぎわいマルシェ「ピア 万代」の総合戦略</p>   |
| 視察内容<br>【質疑応答】 | <p>1、新潟漁港跡地活用の公募と応募会社設立の概要</p> <p>新潟市中央区の萬代橋や朱鷺メッセなど新潟名所に囲まれた万代島に、北海道や佐渡へのフェリー乗り場や魚卸市場がありました。2006年3月、市内に中央卸市場移転が行われ、跡地を新潟県から新潟市へ跡地活用など再開発が移管され、新潟市は2008年5月、新潟市にぎわい創造事業説明と5年限定条件での跡地活用公募を開始しました。2008年2月、市内商工人7人（7社）で応募すべき会社設立の勉強会を開始し5月に応募しました。公募への応募はこのグループだけだったので受託が決定しました。しかし、経営シュミレーションから5年限定条件では投資効果や経営安定面で不安があり、辞退する「受託不能意見書」を提出して、5年限定条件を10年に変更を要望しました。一時、棚上げ状態に陥る。</p> <p>2009年2月、万代にぎわい創造株式会社を設立して、更なる勉強を重ね、7月には農水省のマルシェジャポン事業にエントリーして採択され、8月に跡地の一部を新潟市から借用し「にぎわいマルシェ」を運営開始しました。</p> <p>2010年2月、要望していた条件の見直しが10年になり、再度、新潟市にぎわい創造事業に応募、3月に10年間の土地借用の市事業に採択され正式に受託契約を行いました。</p> <p>2010年10月22日「ピア B a n d a i」に正式オープン致しました。</p> <p>2、「ピア Bandai」の総合戦略</p> <p>●万代にぎわい創造株式会社設立有志7名を中心に、「ピア B a n d a i」を構成し、初期投資・ランニング経費を抑えることが何よりも大切と考え、軽量鉄骨のメイン店舗とコンテ</p> |

ナによるテナント店舗（賃料・坪¥5000円）、中央に多目的テント広場を設けてマルシェ的イベント空間を演出しながら集客戦略を立てスタートした。なお、建設資金の調達には、金融機関からの借り入れではなく、テナント出店者からの10年返済の借り入れで行っている。2013年7月には、テナントを含めた「にぎわい事業協同組合」を設立、統一的な販促計画や個別店舗戦略の共有化を図り事業展開。2017年3月には経済産業省の商店再生事業の助成を受け、地域交流施設「ピアテラス」をオープンして施設充実を図る一方で、各種イベントの開催や広場の市民団体への開放を行って集客に努めている。

●ピアBandaiの年間入込・売上状況

| 年    | 入場者数     | レジ通過客数     | 売上総額          |
|------|----------|------------|---------------|
| 2011 | 747,529人 | 1,041,236人 | 15億1567万5097円 |
| 2012 | 789,085人 | 1,002,247人 | 15億6397万9765円 |
| 2013 | 823,627人 | 1,048,578人 | 16億9140万9902円 |
| 2014 | 828,513人 | 1,069,626人 | 18億3583万2101円 |
| 2015 | 858,567人 | 1,130,498人 | 20億344万3518円  |
| 2016 | 844,924人 | 1,109,357人 | 20億3372万7339円 |

考 察  
【所感・課題  
提言等】

かつての新潟魚市場として賑わった地に、新潟の新しい食の市民市場と観光・物産拠点として生まれ変わった「ピアBandai」。立上げに努力した7人の経営理念、最小人員（社員3人）での会社運営、各テナントの並々ならぬ店舗商品構成の努力、年々、堅実な伸びを維持しており互いの創意工夫が感じられる。中小の商業者への地域経済振興と交流人口の増加に多大な貢献をしている。大崎市でも、今後、公共施設等の統廃合を見据えたとき、跡地活用など含めて地域活性と地域経済振興のあり方を考える上で参考になる取組みである。

添付資料

・無 ・㊦（別紙）

他会派との  
合同実施

・㊦ ・有（会派名： ）

記録議員

佐藤仁一

# 会派行政視察報告書

大崎市議会 政務活動概要報告書

平成29年2月21日 提出

## 1. 視察概要

|              |  |
|--------------|--|
| 会派名          | 大志会  |
| 議員名          | 富田文志・関 武徳・山村康治・佐藤仁一                                  |
| 日時           | 平成29年2月6日 午後2時00分～午後3時15分                            |
| 視察先          | 新潟市議会・新潟市  |
| 出席者<br>(説明者) | 新潟市議会事務局長 佐藤秀則・主幹 佐藤孝幸<br>新潟市農林水産部ニューフードバレー特区課長 齋藤和弘 |

## 2. 視察内容

|                |   |
|----------------|---|
| 視察項目           | 1、新潟市革新的農業実践特区への取り組み  |
| 視察内容<br>【質疑応答】 | <p><b>1、新潟市の概要</b></p> <p>● 新潟市は古くから「みなとまち」として栄え、明治22年の市制施行以来、近隣市町村との合併によって人口約81万となり、平成19年4月1日には本州日本海側初の政令指定都市となりました。</p> <p>整備された高速道路網や上越新幹線により首都圏と直結しているなど、陸上交通網が充実しているほか、国際空港、国際港湾を擁し、国内主要都市と世界を結ぶ本州日本海側最大の拠点都市として高次の都市機能を備えています。一方で、広大な越後平野は、米のほか、野菜、果物、畜産物、花き類など、農畜産物の一大産地です。また、日本海側に面し、信濃川・阿賀野川の両大河、福島潟、鳥屋野潟、ラムサール条約登録湿地である佐潟といった多くの水辺空間と里山などの自然に恵まれています。</p> <p>平成の合併後、工業都市「旧新潟市」の都市機能と「周辺旧市町村」の広大な農地を有する自然環境が調和した田園都市を目指して、平成26年5月農業特区による高品質な農産物、全国有数の食品製造力を活かし、農業の国際競争力強化の「大規模農業の改革拠点」の形成を目指している。</p> <p><b>2、新潟ニューフードバレー構想への取り組み</b></p> <p>新潟市は、地域産業の基盤をなす「農と食」を持続可能な産業強化を目指して「生産・加工・販売」を一体的にとらえ「ニューフードバレー」構想を推進している。世界に開かれた食の</p> |

流通拠点としての食料輸出入基地とし、世界の「農業・食品産業」の最先端都市にするというものです。

食と農の先進国オランダを一つのお手本とするものですが、オランダにはフードバレーと呼ばれる農と食のクラスターが存在し、産学官の連携も図って先進的な取り組みを行い成功している。

新潟市では、特区指定を受け農地の集約化を図り、農業生産法人の設立の要件緩和を行って企業の農業参入を進めていく方針です。さらに食の高付加価値化を図り、農業分野での新たな技術を活用した起業支援の充実を目指し「農と食」の可能性に挑戦している。

### ●6つの戦略で取り組みを推進

「農業を含めた食産業全体が連携し、ともに成長し発展する」をベースに

- ① 農商工連携と6次産業化
- ② 食産業の集積と創造
- ③ 高度な技術の研究と人材
- ④ 食品のリサイクル
- ⑤ ブランド力の情報発信
- ⑥ フードデザイン

を、生産・加工・販売を一連で支援する「新潟市農業活性化研究センター」、食品加工技術や新商品のテストマーケティングなどの支援する「食品加工技術センター」、農業ベンチャー等の創業での雇用条件の明確化などの相談対応を支援する「雇用労働相談センター」などの施設を整備し開放する一方で、食に関する著しい貢献や業績を顕彰する「食の新潟国際賞」、を整えている。

### ●農業分野の規制緩和等を利用した取り組み

- ① 農業生産法人の役員要件の緩和
- ② 農用地区域での農家レストランの設置
- ③ 農業委員会との事務分担
- ④ 農業への信用保証制度の適用
- ⑤ 課税の特例措置の活用

|                                    |  |
|------------------------------------|--|
|                                    | <p>●<b>農業以外の規制緩和</b></p> <p>①外国人の操業にかかわる在留資格の特例</p> <p>②NPO法人設立手続きの特例</p> <p>③エリアマネージメントに係わる道路法の特例</p> <p>など、農業分野に限らず、国家戦略特区で認められている規制緩和が活用可能となっている。</p>   |
| <p>考 察</p> <p>【所感・課題<br/>・提言等】</p> | <p>歴史ある稲作政策と食品加工技術を新時代に合った、地域産業から高品質産業に育てる企業連携を可能した国家特区戦略を導入して精力的な農業振興策を確立している。併せて、流通部門に既存の施設等の開放と研究機能を付加して力を入れ、いつでも・誰でもが学び、チャレンジできるハード・ソフト両面からの支援を行い、「農と食」における商談型見本市「フードメッセ」を開催している。新経営体の育成や農家レストランなどへの積極的な展開を誘発し、地域交流・消費の促進により農産物経済の振興と地場製品の発信に繋がっていることは先進性を感じる。</p> |
| <p>添付資料</p>                        | <p>・無 ・☑ (別紙)</p>  |
| <p>他会派との<br/>合同実施</p>              | <p>・☑ ・有 (会派名: )</p>   |
| <p>記録議員</p>                        | <p>佐藤仁一</p>  |

## 1. 視察概要

|              |  |
|--------------|--|
| 会派名          | 大志会  |
| 議員名          | 富田文志・関 武徳・山村康治・佐藤仁一                                      |
| 日時           | 平成29年2月6日 午後3時20分～午後5時00分                                |
| 視察先          | 新潟市議会・新潟市  |
| 出席者<br>(説明者) | 新潟市議会事務局長 佐藤秀則・主幹 佐藤孝幸<br>新潟市都市政策部都市交通政策課主幹 小林久剛・主査 石原康好 |

## 2. 視察内容

|        |  |
|--------|--|
| 視察項目   | 1、新潟市移動しやすいまちづくり条例への取り組み   |
| 視察内容   | <p><b>1、新潟市の概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 新潟市は古くから「みなとまち」として栄え、明治22年の市制施行以来、近隣市町村との合併によって人口約81万となり、平成19年4月1日には本州日本海側初の政令指定都市となりました。</li> </ul> <p>整備された高速道路網や上越新幹線により首都圏と直結しているなど、陸上交通網が充実しているほか、国際空港、国際港湾を擁し、国内主要都市と世界を結ぶ本州日本海側最大の拠点都市として高次の都市機能を備えています。一方で、広大な越後平野は、米のほか、野菜、果物、畜産物、花き類など、農畜産物の一大産地です。また、日本海側に面し、信濃川・阿賀野川の両大河、福島潟、鳥屋野潟、ラムサール条約登録湿地である佐潟といった多くの水辺空間と里山などの自然に恵まれています。</p> <p>平成の合併後、工業都市「旧新潟市」の都市機能と「周辺旧市町村」の広大な農地を有する自然環境が調和した田園都市を目指して、政令指定都市移行に伴い、区政の確立と多核連携のまちづくり、新潟らしいコンパクトな「田園に包まれた多核連携型都市」を目指している。</p> <p><b>2、新潟市公共交通及び自転車で移動しやすく快適に歩けるまちづくり条例への取り組み</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 新潟市は、超高齢化社会や健康づくり、環境問題、まちなかの活性化など社会環境の変化に対応すべく、「公共交通や自転車で移動しやすく快適に歩けるまちづくり」を目指して、その方向性を明確にし、市民と目的を共有するための条例を平成24年7月に制定している。</li> <li>● <b>条例制定への新潟市の課題分析</b></li> </ul> <p>①超高齢化社会の進展が加速的で、65歳以上の高齢化率・高</p> |
| 【質疑応答】 |  |

齢者人口が2010年→2020年では、23,1%→30,1%、18,5万人→23,5万人の予想。

②マイカー依存が全国トップクラスで手段別移動分担率の自家用車は、1988年→2011年で、52,0%→69,3%。バス利用は4,6%→2,8%に減少。

③全国平均を下回る1日当たりの平均歩数は、70歳以上の全国→新潟市で、男性・5,102歩→4,440歩、女性・3,790歩→3,305歩。

④公共交通バス利用者の減少は20年間で約3分の1に、1990年→2010年で、6900万人→2400万人に減少。

これらの現状を改善するため、①超高齢社会、②健幸都市、③まちなか再生、④文化創造都市、の4つのキーワードもと、多様な交通手段を選択できるまちづくりを目指し、交通環境の整備、利便性の向上と市民意識の醸成、利用の促進を図る重点プロジェクトに取り組んでいる。

条例には基本となる理念、市、市民、交通事業者等の責務を明らかにするとともに交通施策の基本となる取組みを定めており、市民と協働して、歩行、自転車、公共交通の環境整備と利用促進を推し進めている。

### ●にいがた交通戦略プラン

「にいがた交通戦略プラン」では、「都心アクセスの強化」「生活交通の確保・強化」「都心部での移動円滑化」三つの視点を柱に、以下の4つの基本方針と基本施策を策定し、各事業を展開している。

#### 1、「都心アクセスの強化」⇒多核連携型の都市構造を支える交通。

・都心に行きやすく地域間の結び付きを強化する交通施策

- ① 放射環状幹線道路の整備
- ② 高速道路の利用促進
- ③ 鉄道・バスサービスの向上
- ④ 安全快適で回遊性の高い自転車利用環境の整備

#### 2、「生活交通の確保維持・強化」⇒地域の快適な暮らしを支える

|                                   |   |
|-----------------------------------|---|
|                                   | <p><b>交通。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域の特性とコミュニティを大切にする交通施策</li> <li>① 生活バス路線の維持可能な運行</li> <li>② 徒歩や自転車に対応した地域内の交通環境整備</li> <li>③ 鉄道駅施設の多様な活用方策の検討</li> </ul> <p><b>3、「都心部での移動円滑化」⇒市街地の賑わいと都市の活力を創出する交通</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・質の高いサービスと移動性を確保する都心部の交通施策</li> <li>① まちなかを快適に移動できる公共交通の実現</li> <li>② 拠点間を結ぶ公共交通の充実・強化</li> <li>③ 都市内道路網の整備</li> <li>・都心部における賑わい空間や魅力に資する交通施策</li> <li>① 道路空間の再構築</li> <li>② 回遊性の高い都市環境整備</li> <li>③ まちづくりと一体となった駐車・駐輪対策</li> </ul> <p><b>4、「地域や関係者が一丸となって取り組む交通」⇒市民や事業者とともに進める交通施策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 住民・事業者・行政の連携強化</li> <li>② 過度な自動車依存の軽減に向けた意識啓発</li> </ul> <p><b>●5つの戦略で移動しやすいまちづくりを推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 歩行環境の整備。</li> <li>② まち歩きの推進。</li> <li>③ 自転車利用推進団体への支援。</li> <li>④ 公共交通環境の整備と利用促進。</li> <li>④ 市民意見の反映、表彰。</li> </ul> |
| <p>考 察</p> <p>【所感・課題<br/>提言等】</p> | <p>平成の合併によって、広大な面積を有する「新新潟市」の均衡ある発展を目指して、中心都市部の賑わいと農村部の生活拠点を結ぶ、多核連携型のまちづくりを推進している。雪国の市民の生活実態からの課題を整理して、「市民の健幸」を基軸に環境・快適さを希求する、多様な交通手段を選択できる公共交通の基盤づくりとバード面で、歩行者や自転車道の空間をバランス整備し、交通環境の整備、利便性の向上と市民意識の醸成、利用の促進を図っている。地域特性のある公共交通の確立に市民・事業者等の協力のもとに推し進めていることに期待感が持</p>   |



|               |   |
|---------------|---|
|               | てる。   |
| 添付資料          | ・無 ・ <input checked="" type="radio"/> (別紙)    |
| 他会派との<br>合同実施 | ・ <input checked="" type="radio"/> ・有 (会派名: ) |
| 記録議員          | 佐藤仁一  |

## 1. 視察概要

|              |                            |
|--------------|----------------------------|
| 会派名          | 大志会                        |
| 議員名          | 富田文志・関 武徳・山村康治・佐藤仁一        |
| 日時           | 平成29年2月7日 午前9時15分～午前11時15分 |
| 視察先          | 新潟市 有限会社 高儀農場              |
| 出席者<br>(説明者) | 有限会社 高儀農場代表取締役 高橋 儀男       |

## 2. 視察内容

|                |   |
|----------------|---|
| 視察項目           | <p>1、経営理念と農業特区への取り組み</p> <p>2、新潟市ニューフードバレー構想への参加戦略</p>  |
| 視察内容<br>【質疑応答】 | <p><b>1、経営理念と農業特区への取り組み概要</b></p> <p>この地方には、「農家は生産物まで売ることが農家ではない」保守的な考えがあり、20代の就農時から「おいしいものを作る・家業から産業化へ」という考えをもって稲作中心から、フルーツトマト栽培を中心に経営の転換を図ってきました。フルーツトマト栽培と同時に「産地直食」の考えのもとに、農家レストランを願ってきたが農振法の壁で実現できず、キッチンカーでフルーツトマトのおいしさを知ってもらうと同時に販売促進に取り組んできた。</p> <p>現在は、稲作耕作約4ha、イチゴ栽培約90a、フルーツトマト栽培約30a 直売所1ヶ所、農家レストラン1ヶ所を経営基盤として、生産部10人、飲食加工部10人の雇用を図り、特区の積極的な活用をしている。</p> <p><b>2、新潟市ニューフードバレー構想への高儀農場の参加戦略</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生き物である野菜の成長を毎日見守り、一番おいしいタイミングで一つひとつ丁寧に摘み取り、産地直食の農家レストランで提供できる環境とイチゴ摘み取りなどで、農業や農産物に対する理解、近隣からの交流人口の拡大に取り組むべき戦略をもって、新潟市ニューフードバレーの計画に参加している。</li> <li>● 高儀農場の栽培・販売品状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>フルーツトマト栽培⇒まるで“フルーツのよう”と好評を頂いている。</li> <li>甘みの秘密は溶液栽培であり、水やりを控えた節水栽培。一口食べれば違いが判る高儀農場フルーツトマトとして認知されている。</li> <li>越後姫(イチゴ)栽培⇒高儀農場では全て新潟県の特産品種である越後姫を栽培している。口いっぱい広がる五感に魅了される豊かな</li> </ul> </li> </ul> |



## 会派研修

### 1. 研修概要

|              |   |
|--------------|---|
| 会派名          | 大志会   |
| 議員名          | 佐藤仁一  |
| 日時           | 平成29年2月13日 午後1時00分～2月14日午後17時00分                  |
| 研修先          | 第27回議員の学校「2017年度予算と直面する政策課題」                      |
| 出席者<br>(説明者) | 川瀬光義(京都府立大学教授)・石川 満(元日本福祉大学教授)<br>荒井文昭(首都大学東京教授)・ |

### 2. 研修内容

|                |   |
|----------------|---|
| 研修項目           | <p>1、2017年度国家予算と地方財政の課題</p> <p>2、介護保険「改革」に自治体は、どう向き合うか</p> <p>3、子どもの成長・発達と「小中一貫教育」・「学校統廃合」</p>  |
| 研修内容<br>【質疑応答】 | <p>1、2017年度国家予算と地方財政の課題</p> <p>●2017年度予算の注目点</p> <p>税収が増えない中で「埋蔵金」頼みの辻褄合わせで、「その他収入」14,7%の増、外国為替資金特別会計の剰余金2兆5188億円の活用している。基礎的財政収支が5年ぶりに悪化し、10兆8413億円の赤字となっている。繰り返される当初予算の財政「再建」と補正予算での景気対策による赤字拡大している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保障費や地方交付税などの縮小には躍起になっている。</li> <li>・防衛予算の優遇が目立つ。5年連続で増加し2年連続で5兆円を超えている。また、近年の補正予算でも防衛費が計上されている。2000年から2011年までの補正予算に防衛予算が計上されたのは2001年だけである。</li> </ul> <p>●「成果主義」に動員される自治体</p> <p>「地方財政計画における近年の歳出は、歳出特別枠を含めても、ほぼ横ばいで推移してきた。その内容を見ると、国の制度に基づく社会保障関係費が増加しており、その増加分を給与関係経費や投資的経費（単独）の減で減少しており、喫緊の課題への取り組みも求められる中、これまでと同様の対応を津図けることは困難となってきている」</p> <p>と、地方財政審議会の意見では歳出の抑制傾向が強くうたわれ、自治体財政をめぐる諸問題は増大してきている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方財政計画の歳出の推移は2001年度の89,3兆円をピークに減少を続け、12・13年度は81,9兆円、投資的経費（単独）18兆円から5兆円へ、給与関係経費は24兆円から20兆円</li> </ul> |

へとなっている。

・地方公務員は1994年度の328万人をピークに22年連続して減少し、2016年度は273万人になり、一般行政職・教育職が20%以上の減少である。他方で非正規職員が増加しており、身分保証・処遇問題等を含めて減少は限界にきている。

### ●地域経済の衰退をどう食い止めるか

平成の合併によって過疎地域自立促進特別措置法の適用される自治体が減少するが、2009年の730自治体を底に増加している。

- ・アンバランスな東京への一極集中と地方衰退の加速
- ・合併政策後に地域政策を乱発するも合併成果の薄さ

## 2、介護保険「改革」に自治体は、どう向き合うか？

### ●医療法と介護保険法等の一括改正

持続可能な社会保障制度の確立のため、社会保障給付費の伸びの抑制と医療法、介護保険法の一體的改革が行われ、それぞれの地域でどのように真の意味での「地域包括ケア」を確立するか、課題が山積している。また、軽度の要介護者に対するサービスについては、例えば訪問介護を見ると、多くの時間が生活援助に割かれている現状が指摘されている。

- ・新たな基金の創設と医療・介護の連携強化
- ・地域における効果的かつ効果的な医療提供体制の確保
- ・地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化

### ●介護保険制度改正について

繰り返される介護保険制度の見直しによって、高齢者が住み慣れた地域で生活できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防を充実するため、

- ① 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業
  - 在宅医療・介護連携の推進
  - 認知症施策の推進
  - 地域ケア会議の推進
  - 生活支援サービスの充実・強化
- ② 全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を市町村が取り組む地域支援事業に移行し多様性を形成
- ③ 特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上に限定（既入所者は除く）
- ④ 費用負担の公平化を推進

- 低所得者の保険料の軽減割合を拡大
- 一定以上の所得のある利用者の自己負担を引き上げ
- 低所得者の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加

#### ●地域医療構想と在宅看取り

今後も少子高齢化の進展が見込まれる中、医療機関の病床を医療ニーズの内容に応じて機能分化しながら、切れ目のない医療・介護を提供することにより、限られた医療資源を効率的に活用することが重要である。

- ・病院完結型の医療から、地域全体で治し、支える地域完結型の医療への転換の一環
- ・介護施設や高齢者住宅を含めた在宅医療等の医療・介護のネットワークの構築と並行して推進。
- ・市町村行政と社会福祉協会、自治体議会・介護保障関係機関の役割と連携が重要である。

### 3、子どもの成長・発達と「小中一貫教育」・「学校統廃合」

#### ●学制改革として小中一貫教育、義務教育学校の導入

小学校段階から中学校段階までの教育を一貫して行うことのできる小中一貫教育学校（仮称）を制度化し、これまでの9年間での教育課程の区分6-3-3を、4-3-2や5-4のように弾力的に設定するなど柔軟かつ効果的な教育を行うことができるようにする。

#### ●学校の適正規模と教育機関(学校・公民館・図書館など)の再編統合

小学校及び中学校は児童生徒に対する教育施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することを踏まえ、安易に学校統廃合を行わないよう留意することに意を用いつつ、学校規模の適正化を図る上では、第一に学校の果たす役割を再確認する必要があります。義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。このため、学校では単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になります。

そうした教育を十分に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が

